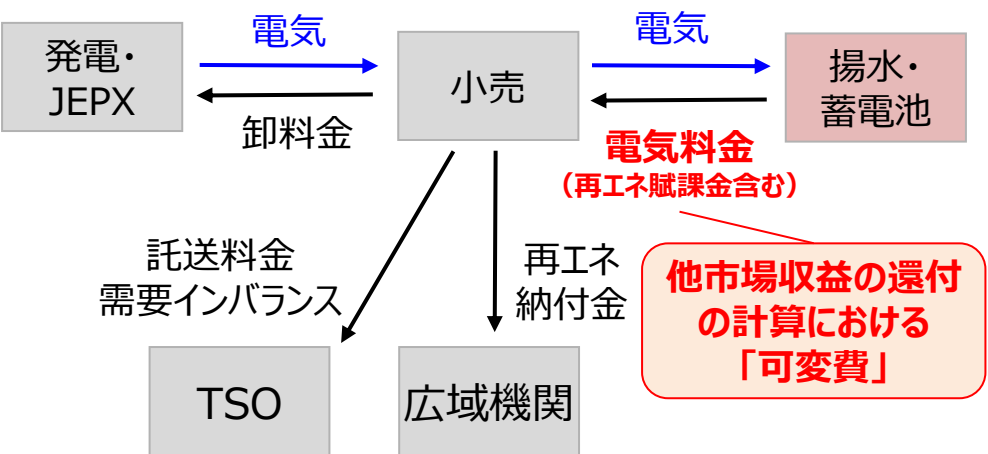


揚水・蓄電池のポンプアップ・充電費用の扱い

- 揚水・蓄電池は、ポンプアップ・充電のために必要な費用のうち、ポンプアップ量・充電量に応じて発生する可変的な費用が、他市場収益の還付の計算における「可変費」となる。
- 他の小売電気事業者から電気を調達してポンプアップ・充電する場合、調達する電気料金のうちの従量料金部分（再エネ賦課金含む）が可変費となる。
※電気料金のうちの基本料金部分は、固定費として応札価格に算入可能。
※調達する電気料金には、他の小売電気事業者が負担している託送料金や需要インバランスも加味されている。したがって、他の小売電気事業者が負担する託送料金や需要インバランスは、可変費として計上することは認められない。
- 揚水・蓄電池の事業者が自ら小売BGとしてJEPX等から電気を調達してポンプアップ・充電する場合、その調達コスト（卸料金・託送料金の内の従量料金部分、需要インバランス、再エネ納付金）が可変費となる。

※卸料金・託送料金のうちの基本料金部分は、固定費として応札価格に算入可能。
※充電のために自己託送を活用する場合、再エネ納付金は対象外。託送料金は、揚水・充放電ロス部分の従量料金が対象。

＜他の小売電気事業者から電気を調達する場合＞



＜自ら小売BGとして電気を調達する場合＞

